

三田市災害対策本部条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、三田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、三田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下省略</p>